

熱中症対策ガイドライン

三豊市立三野津中学校

1 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- (1) 空調設備を適切に活用する。
- (2) 適切に水分補給できるようにする。水筒の持参。
- (3) 適切に塩分補給できるようにする。
保健室に塩分チャージタブレットと経口補水液を常備する。
- (4) 速やかに体を冷却できるようにする。保健室と玄関の冷凍庫に氷を常備する。
- (5) 空調設備がない特別教室や体育館、運動場、プール等での活動については、日よけや扇風機、スポットクーラーの活用、こまめな休憩や水分補給を行う。
- (6) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、AEDの使用を含む一次救命処置や救急要請をためらわず行う体制を整備する。
- (7) 次のような場合にも熱中症は発生するということに留意して取り組む。
 - それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度などその他の条件により発生。
 - 運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校でも発生。

2 各種活動実施に関する判断について

- (1) 暑さ指数（WBGT）測定装置を設置し、定期的に確認する。
保健室①、運動部活動場所⑧（バドミントン、バスケットボール、剣道、陸上、野球、ソフトテニス、卓球、バレーボール）
(吹奏楽部、美術部、パソコン部は空調機器のある教室で活動する。)
- (2) 「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合は、保健体育の実技授業と運動部活動は中止とする。（前日の14:00に気象庁から発表）
- (3) 「熱中症警戒アラート」が発表された場合は、熱中症対策を強化した上で、保健体育の授業や運動部活動を実施する。
(R5年度、香川県において30回発表 7/16～9/5 そのうち授業日は2回)
- (4) 保健体育の実技授業と運動部活動ごとに、活動時間に3回測定し、健康観察や塩分補給体制も含めて「熱中症チェックシート」に記入する。
暑さ指数が35℃を超えた場合は、直ちに活動を中止する。
暑さ指数が31℃を超えた場合は、水分・塩分補給、休憩など対策を強化する。
- (5) 特に厳しい暑さが予想される、1学期期末テスト後から8月末までの運動部活動については、各部活動ごとの対策を明記した資料を配付した上で、保護者の参加確認があった生徒の参加を認める。

3 生徒への熱中症防止に関する指導について

- (1) 熱中症を予防するために、登下校時を含め生徒自らが体調管理などを行うことができるように、学校では以下のような指導を行う。
 - 暑い日には帽子などにより日差しを遮ったり、通気性・透湿性の良い服を着る。
 - 運動する時は、その前後も含めて、適切に水分を補給し休憩を取る。
 - 自分自身でよく体調を確認し、不調が感じられる場合はためらわず申し出る。
 - 生徒同士で互いに水分補給や休憩の声かけなどを行う。
 - 運動後も、十分にクールダウンをするなど、体調を整えた上で下校などその他の活動をする。下校やその他の活動ができないと感じた場合は、教職員に申し出る。
- (2) 保護者に対しても、熱中症防止対策の観点から、このガイドラインを含む必要な情報提供を行っていく。

4 参考サイト

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・「熱中症環境保健マニュアル2022」（令和4年3月改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○文部科学省

- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

アラート発表回数 (2023年)

対象地域	発表回数										合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	10月	10月	10月		
赤谷	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
上川・留辺	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
石狩・空知・後志	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
網走・北見・紋別	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	4
網走・稚内	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
十勝	0	0	0	0	3	3	0	0	0	6	0	6
胆振・白高	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	4
渡島・檜山	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	5
青森	0	0	0	0	2	14	0	0	0	16	0	16
秋田	0	0	0	0	0	17	0	0	0	17	0	17
岩手	0	0	0	0	2	19	1	0	0	22	0	22
宮城	0	0	0	0	3	7	0	0	0	10	0	10
山形	0	0	0	0	2	21	1	0	0	24	0	24
福島	0	0	0	0	5	13	1	0	0	19	0	19
茨城	0	0	0	0	9	6	1	0	0	16	0	16
栃木	0	0	0	0	4	3	0	0	0	7	0	7
群馬	0	0	0	0	7	8	2	0	0	17	0	17
埼玉	0	0	0	0	11	13	1	0	0	25	0	25
東京	0	0	0	0	11	15	0	0	0	26	0	26
千葉	0	0	0	0	12	18	4	0	0	34	0	34
神奈川	0	0	0	0	8	17	1	0	0	26	0	26
長野	0	0	0	0	3	10	0	0	0	13	0	13
山梨	0	0	0	0	9	12	1	0	0	22	0	22
静岡	0	0	0	0	12	16	1	0	0	29	0	29
愛知	0	0	0	0	11	15	2	0	0	28	0	28
岐阜	0	0	0	0	2	7	0	0	0	9	0	9
三重	0	0	0	0	16	15	3	0	0	34	0	34
新潟	0	0	0	0	9	29	4	0	0	42	0	42
富山	0	0	0	0	8	21	0	0	0	29	0	29
石川	0	0	0	0	9	24	3	0	0	36	0	36
福井	0	0	0	0	7	21	0	0	0	28	0	28
滋賀	0	0	0	0	6	17	0	0	0	23	0	23
京都	0	0	0	0	6	22	1	0	0	29	0	29
大阪	0	0	0	0	6	13	0	0	0	19	0	19
兵庫	0	0	0	0	12	18	1	0	0	31	0	31
奈良	0	0	0	0	1	4	0	0	0	5	0	5
和歌山	0	0	0	0	13	22	3	0	0	38	0	38
岡山	0	0	0	0	4	11	0	0	0	15	0	15
広島	0	0	0	0	7	21	2	0	0	30	0	30
島根	0	0	0	0	11	18	2	0	0	31	0	31
鳥取	0	0	0	0	7	22	3	0	0	32	0	32
徳島	0	0	0	0	16	9	0	0	0	25	0	25
香川	0	0	0	0	7	22	1	0	0	30	0	30
愛媛	0	0	0	0	7	18	1	0	0	26	0	26
高知	0	0	0	0	4	12	0	0	0	16	0	16
山口	0	0	0	0	6	12	1	0	0	19	0	19
福岡	0	0	0	0	10	17	1	0	0	28	0	28
大分	0	0	0	0	7	15	1	0	0	23	0	23
長崎	0	0	0	0	14	22	6	0	0	42	0	42
佐賀	0	0	0	0	6	11	2	0	0	19	0	19
熊本	0	0	0	0	15	22	3	0	0	40	0	40
宮崎	0	0	0	0	14	13	1	0	0	28	0	28
鹿児島 (奄美地方除く)	0	0	0	0	18	18	5	0	0	41	0	41
鹿児島 (奄美地方)	0	0	0	0	14	4	1	0	0	20	0	20
沖縄 (沖縄本島地方)	0	0	0	0	2	12	6	3	1	24	0	24
沖縄 (大東島地方)	0	0	0	0	5	2	0	0	0	7	0	7
沖縄 (宮古島地方)	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2
沖縄 (八重山地方)	0	1	3	14	13	2	0	0	0	33	0	33
合計	0	1	5	407	751	66	2	1232	0	0	0	0

熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートについて

熱中症警戒情報

一般名称 熱中症警戒アラート
位置づけ 気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合
(熱中症の危険性に対する気づきを促す)
<これまでの発表回数>
R3: 613回, R4: 889回, R5: 1,232回

熱中症特別警戒情報

熱中症特別警戒アラート
気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合
(全ての人、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)
<過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>

発表基準 府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数 (WBGT) が33 (予測値、小数点以下四捨五入) に達すると予測される場合

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数 (WBGT) が35 (予測値、小数点以下四捨五入) に達すると予測される場合

(上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)

発表時間 前日午後5時頃 及び 当日午前5時頃

前日午後2時頃
(前日午前10時頃の予測値で判断)

表示色 紫 (現行は赤)

黒

補足) R6の運用期間: 4月第4水曜日 (24日) ~ 10月第4水曜日 (23日) (運用期間外の情報収集も実施予定)